

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1. 業務委託名

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 業務の目的

戸沢村（以下「村」という。）において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に当たる「第2期戸沢村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）は、令和6年度末で終了となる。

本業務は、子育て世代へのアンケート調査、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、会議等の運営支援などを実施し、次期5か年計画（令和7年度から令和11年度）である「第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとする

（1）アンケート調査の実施

地域の多様な子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や意向についてアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	就学前児童保護者及び小学生児童保護者 約250票（回収率80%見込み）
調査方法	施設経由での配布回収

（2）アンケート調査の企画立案

村民の子育てに関する実態や子ども・子育て施策に関するニーズを把握するために実施するアンケート調査について、国が示す調査項目等を参考に村と協働で企画立案する。

（3）調査票等の作成

受託者は、（2）で決定した調査内容に基づいて調査票データを作成し、調査票を作成する。

(4) 調査票のデータ入力、集計及び分析

回収した調査票を受け、集計及び分析（属性別の集計、設問間のクロス集計、要因分析を含む。）を行う。

(5) 調査結果報告書の作成

(4) の結果について報告書を作成し、村と協議の上で決定する。

※調査の実施に要する役割分担は次のとおり

項目	戸沢村	受託者
アンケート調査の企画立案	○	○
調査票の印刷		○
調査票の回収	○	
データ入力		○
調査結果報告書の作成		○

(6) 現状分析と課題の整理

第3期計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査結果に以下の(7)(8)の情報を加味して本村の子ども・子育て施策に係る現状を分析し、その内容に基づく課題を整理する。

(7) 人口の現状分析及び推計人口等の設定

本村の人口（総人口、こどもの人口）の現状分析を行い、令和7年度から令和11年度までの推計人口を設定する。推計に当たっては、本村を取り巻く状況や関連計画等との整合性に留意すること。

(8) 「量の見込み」の設定に関する支援

アンケート調査結果、子どもの人口推計、本村の子ども・子育て施策に係る現状分析及び課題整理の結果等を踏まえ、第3期計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現実的な「量の見込み」を設定するための技術的支援（資料作成を含む。）を行う。

なお、設定にあたっては、国が示す作業手引きに留意すること。

(9) 「量の見込み」に対応する提供体制の確保策の検討

(8) で設定する「量の見込み」に対応するための提供体制の確保策について検討し、提案する。

(10) 計画骨子の提案

法第 60 条に基づき国が定める基本指針に即した第 3 期計画の骨子を提案する。

なお、骨子の作成に当たっては、第 2 期計画の継承を意識するほか、本村の諸計画との整合性に留意すること。

(11) 第 3 期計画の素案及び原案の作成

第 3 期計画の素案を作成し、その構成等について村と協議する。

また、素案の内容について村と協議した事項及びパブリックコメントの結果を反映させた第 3 期計画の原案を作成すること。

(12) 会議等の運営支援

戸沢村子ども・子育て会議の開催に関し、村の求めに応じ会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関する助言等や議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(13) パブリックコメントの実施に関する支援

第 3 期計画（素案）に関して村が実施する村民向けのパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言や第 3 期計画（素案）の修正等を行う。

(14) 計画書の作成

確定した第 3 期計画について、計画書の本編及び概要版を作成する。

5. 成果品

業務の成果品は次のとおりとし、電子データ及び紙媒体で納品すること

- (1) 報告書データ
- (2) 計画書の印刷製本（A 4 判、100 頁程度、50 部、電子媒データ一式）
- (3) 概要版データ
- (4) 上記以外に村が必要とするデータ

※各データについては、CD-R 又は DVD-R に書き込み納品すること。

※成果品の具体的な内容については、村と協議の上決定すること。

6. その他

- ① 国、山形県及び戸沢村子ども・子育て会議の審議に伴う決定事項により、業務内容が一部修正となる場合がある。
- ② 受託者は、業務の作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項など業務の詳細について事前に村と十分な打合せを行い、国が示す基本指針等に沿って作業を進めること。

また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。

- ③ 本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備、是正すべき事項が見つかった場合は、受託者は責任をもってこれを訂正すること。
- ④ 村は、業務の遂行上必要な資料で村が所有しているものについてはこれを貸与する。貸与された資料は、必要がなくなった時点または業務完了時にすべて返却すること。
- ⑤ 受託者は、業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- ⑥ 受託者は、個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）でき、戸沢村個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い、適切に個人情報を扱うこと。
- ⑦ 業務にあたって作成した資料及び成果については、全て村に帰属するものであり、村の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
- ⑧ 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、委託者と受託者で協議の上決定すること。
- ⑨ 正確な実態や住民の要望を適切に把握できる調査設計を行うため、受託者の担当体制には統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士等の資格者を有すること。

以上